

養父市農業委員会

第11回会議録

令和2年8月25日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第11回会議録

1. 開催日時 令和2年8月25日(火曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3. 議 事

議案第37号 農用地利用集積計画の承認について

議案第38号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地法第3条の規定による許可申請について

報告② 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員(12名)

1番 秋山博	2番 山根達夫	3番 藤原義幸	4番 寺尾稔
5番 大谷忠雄	6番 奥藤雅行	7番 前川章	8番 谷垣重俊
9番 西谷眞一	11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹	13番 圓山満

5. 欠席農業委員(1名)

10番 北本健一郎

6. 出席推進委員(12名)

14番 小林誠	15番 内田重雄	16番 木下計介	17番 藤原隆弘
18番 鷹野孝一	19番 安達繁	20番 栗田匡晃	21番 林田雅美
22番 上垣美由紀	23番 森脇耕助	24番 井上勝雄	25番 藤原健次

7. 欠席推進委員(なし)

8. 事務局出席職員

局長 圓山 修一 次長 稲津 義彦 主幹 森本 重良 主査 福垣 周作

事務局 : それでは、ただいまより、第11回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いします。

谷垣会長 : 失礼いたします。改めまして皆さんこんにちは。連日、暑い日が続いておりました。先ほどもお話ししていましたが、雨が全然降らないということで、いつも私も盆過ぎに田んぼの水を切っておりましたら、ちょうどいい具合に9月の最初ぐらいに稲刈りが出来てうまくいくのですが、今年は雨も夕立も何も来ていません。今日も来る時に見ていましたら、もう田んぼの稲が枯れかけているような感じです。稲もそうですし、特に野菜を作っておられる方々につきましては、水の管理がとても大変ではないかと思えます。

そのように暑い日が続いておりますが、皆さんにおかれましては自分の健康管理をしっかりやっただいていることと思えます。まだまだ天気情報によりますと、これからも暑い日が続くということですので、どうぞお体に気をつけていただきたいと思えます。

今日は、コロナの関係もありますので、距離を取りまして会議に臨んでいただいているところであります。案件もあまりございませんが、よろしくをお願いします。

そして併せまして、農地パトロールにも取り組んでいただいていると思えます。農地を日頃から見ただいただいていると思えますが、農地パトロールにつきましても、10月までということにしておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

事務局 : ありがとうございます。続きまして、会議成立報告をさせていただきます。本日の出席は、農業委員13名中、12名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員につきましては、12名の出席ですので、併せて報告させていただきます。

また、総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に「会長が総会の議長となり、議事を整理する」と規定されておりますので、谷垣会長にお願いしたいと思えます。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、13番の圓山農業委員と、1番の秋山農業委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第37号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : はい。失礼します。資料としましては、1ページから9ページとなっております。

ます。1 ページをご覧ください。議案第 37 号「農用地利用集積計画の承認について」です。農用地利用集積計画の概要について報告します。公告日は、令和 2 年 9 月 1 日を予定しております。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数。面積は、田が 42,499 m²、畑は 0 m²です。筆数は、田が 26 筆、畑は 0 筆です。利用権の設定を受ける戸数ですが、1 戸です。2 ページから 9 ページについて個表を付けていますが、利用権の設定を受けるところは、みどり公社のみとなっております。利用権を設定する戸数は、22 戸です。

2、設定する利用権の概要を説明します。使用貸借権が 10 筆、面積が 8,776 m²、賃貸借権が 16 筆、33,723 m²です。合計 26 筆の 42,499 m²となっております。利用権の契約期間は、全て 10 年契約となっております。

3、利用権の設定を受ける者及び設定する者、4、貸借土地の所在地につきましては、2 ページから 9 ページとなっております。以上で、説明を終わります。

議 長： 説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第 37 号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第 38 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による農地転用の届出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 10 ページをご覧ください。議案第 38 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による農地転用の届出について」です。届出番号 1 番、養父市小城の土地 2 筆、合計面積 434 m²のうち、184.9 m²です。届出人は養父市小城の方で、所有している農地内に農業用倉庫を建設することが、届出の目的です。関連ページは、11 ページから 14 ページです。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それでは、1 番の小城の件について、担当農業委員の説明を求めます。13 番、圓山農業委員。

圓山委員： 13 番、圓山です。よろしく申し上げます。11 ページをご覧ください。申請人

は、小城地区で手広く農業をされている、専業農家の方です。航空写真で見ただけのように、田畑に囲まれた地域の、住宅街のほぼ山際の部分にある土地になります。緑色の部分が、建設予定地になります。周辺はほぼ住宅に囲まれておりまして、周辺農地への影響はないと思われまます。

もう1ページをめくっていただいて、13ページをご覧ください。これが、建物の平面図と、敷地の図面になります。現在、木造車庫というのは、隣接した土地に建っているところが自宅となっています。自宅の隣の畑の一部を利用して、建てられる様子。特に周辺には影響はないと思われまますので、審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。4番、寺尾農業委員。

寺尾委員： 寺尾稔です。ただいま、担当委員が言われましたように、現地を見せていただきましたところ、特に他の畑等に影響することもないというような状態でした。特に問題はないと思われまますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。18番、鷹野推進委員。

鷹野委員： 18番、鷹野です。今朝、同行させていただいて、見せていただきました。各担当委員がおっしゃるとおり、他に何も申し上げることはございません。よろしくお願いいたします。

議 長： 説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第38号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。現地調査は今日午前中にしていただいたわけですが、今日の調査はこの1件のみですので、暑い中、ご苦労さまでございました。

それでは、続きまして、本日、皆様にお送りしていましたが、総会の次第を差し替えていただきます。議案第39号が入っているほうと、それから1枚ものですが、議案第39号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見

について」をご覧いただきたいと思います。

では続きまして、議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 別紙をご覧ください。議案第 39 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」です。申請番号 1 番、養父市大屋町宮垣の土地 3 筆、合計面積は 2,013 m²、貸付人は養父市大屋町若杉の方で、借受人は養父市大屋町加保の方で、設定する権利は使用貸借権です。この申請につきましては、6 月の総会の議案第 33 号において 4 条申請としてご審議いただきまして、許可相当であるとして県に進達しておりましたが、事業の内容であります、牛舎の建設等にあたっては、国の補助であります畜産クラスター事業という補助金を活用する予定でした。この申請者が 4 条の貸付人である地権者ではなく、お孫さんに当たる借受人であることが分かりました。通常であれば、事業用の貸付地として、4 条で許可対象となりますが、今回は国の補助金が入ることもありまして、県の朝来農林振興事務所から 5 条で申請すべきであるという指摘がございましたので、今回、変更ということで、改めて申請するものでございます。また、内容につきましては、6 月の総会の議案第 33 号から変更はございませんので、議案書のみといたしております。以上です。

議長 : 説明が終わりました。この件について、質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長 : 質疑なしと認め、議案第 39 号の 1 番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長 : ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、報告事項に入ります。報告①「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局 : はい。資料は 15 ページをご覧ください。報告①農地法第 3 条の規定による許可申請について報告します。7 月 16 日から 8 月 14 日までに 3 条の申請があり、許可をしたものについて報告します。2 件あります。

番号 1 番、申請の土地は八鹿町八木の土地で、2 筆です。面積は 465 m²です。譲受人は、八鹿町八木の方です。譲渡人は、滋賀県野洲市の方です。所有権を、売買によって移転されます。申請日が 7 月 14 日、許可日が 7 月 27 日となって

おります。

番号2番、申請の土地は、養父市上箇です。1筆で、面積が163㎡。譲受人は、養父市上箇の方です。譲渡人も、養父市上箇の方です。所有権を、売買によって移転されます。申請日が7月29日で、許可日は8月5日です。以上で、説明を終わります。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告②「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」事務局より説明を求めます。

事務局： 失礼します。資料は、16ページ、17ページ、18ページとなっております。16ページをご覧ください。報告②農地法第18条の第6項の規定による解約通知があったので、報告します。13筆ありました。それぞれの詳細につきましては、17ページ、18ページに記載しているとおりです。17ページと18ページをご覧ください。17ページの1番から18ページの12番までにつきましては、先ほど承認していただきました、みどり公社への利用権設定に係る、解約の通知となります。番号13番の件につきましては、備考に書いてありますとおり、今後、3条で所有権の移転をされる予定ですので、貸借権の解約通知が出てきております。以上、13件解約通知があったので、報告します。説明を終わります。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： それでは、質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告③「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 資料は19ページ、最後のページをご覧ください。報告③農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。相続等の届出があったので、報告します。1件ありました。申請の土地は4筆で、合計面積は590㎡。申請人は、札幌市の方です。取得した日が、令和2年3月25日。取得した権利は所有権で、相続により、所有権を取得されております。被相続人は、記載の方となっております。

す。以上で、報告を終わります。

議長：事務局の説明が終わりました。それでは、この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、この件の報告を終わります。以上で、第11回農業委員会総会を閉会いたします。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 谷 垣 重 俊

署名委員 圓 山 満

署名委員 秋 山 博